

## 第8 グループ通算制度に関する取扱通達関係

令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
.....	.....
<b>第3 租税特別措置法関係</b>	<b>第3 租税特別措置法関係</b>
<b>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</b>	<b>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</b>
第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係	第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係
<u>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除）関係</u>	
第42条の11の3（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除）関係	第42条の11の3（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除）関係
<u>第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u>	
<u>第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除） 関係</u>	
第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係	
第43条の3（被災代替資産等の特別償却）関係	第43条の3（被災代替資産等の特別償却）関係
<u>第44条の2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）関係</u>	
<u>第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</u>	
<b>第2章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b>	<b>第2章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b>
第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係	第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4</b> <u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係</u>  <u>第17条の5（特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）関係</u>  <u>第18条の2（被災代替資産等の特別償却）関係</u></p> <p><b>第5</b> .....</p> <p>（通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序）</p> <p>2-17 令第119条の3第5項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用の対象となる株式を発行した他の通算法人が法第64条の13第1項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定が適用されたことに基因して令第131条の18第2項（時価評価資産に関する他の規定の不適用等）の規定等により増額又は減額がされた後の当該他の通算法人の資産及び負債（<u>新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。</u>）の帳簿価額を基礎として当該株式の一単位当たりの帳簿価額の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>（特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限）</p> <p>2-26 一の事業年度において生じた法第64条の7第1項第2号イ（欠損金の通算）に規定する欠損金額（以下2-26において「欠損金額」という。）のうちに特定欠損金額（同条第2項に規定する特定欠損金額をいい、同条第3項の規定により当該特定欠損金額とみなされた金額を含む。以下2-26において<u>同じ。</u>）が含まれる場合における同条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留</p>	<p><b>第4</b> .....</p> <p>（通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序）</p> <p>2-17 令第119条の3第5項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用の対象となる株式を発行した他の通算法人が法第64条の13第1項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定が適用されたことに基因して令第131条の18第2項（時価評価資産に関する他の規定の不適用等）の規定等により増額又は減額がされた後の当該他の通算法人の資産及び負債（<u>新株予約権に係る義務を含む。</u>）の帳簿価額を基礎として当該株式の一単位当たりの帳簿価額の計算を行うのであるから留意する。</p> <p>（特定欠損金額の損金算入の順序及び損金算入額の上限）</p> <p>2-26 一の事業年度において生じた法第64条の7第1項第2号イ（欠損金の通算）に規定する欠損金額（以下2-26において「欠損金額」という。）のうちに特定欠損金額（同条第2項に規定する特定欠損金額をいい、同条第3項の規定により当該特定欠損金額とみなされた金額を含む。以下2-26において「<u>特定欠損金額</u>」という。）が含まれる場合における同条第1項の規定の適用に当</p>

改 正 後	改 正 前
<p>意する。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(通算法人の過去適用事業年度に係る外国法人税額に増額等があった場合又は所得率等が異動した場合の取扱い)</p> <p>2-68 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 基本通達16-3-30(所得率等が変動した場合の取扱い)の取扱いの適用に当たっては、同通達の本文中「第3項まで」とあるのは「第3項まで及び第17項(同条第22項において準用する場合を含む。)」と、「<u>事業年度(「とあるのは「事業年度(同条第17項(同条第22項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けた場合には、同条第17項に規定する過去適用事業年度。」と、それぞれ読み替える。</u></p> <p>(注) .....</p> <p>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>3-2 通算法人に係る次に掲げる規定の適用上、当該通算法人が中小企業者(措置法第42条の4第19項第7号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者をいう。)に該当するかどうかの判定(以下3-2において「中小判定」という。)は、<u>それぞれ次によるものとする。</u></p>	<p>たつては、次のことに留意する。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(通算法人の過去適用事業年度に係る外国法人税額に増額等があった場合又は所得率等が異動した場合の取扱い)</p> <p>2-68 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 基本通達16-3-30(所得率等が変動した場合の取扱い)の取扱いの適用に当たっては、同通達の本文中「第3項まで」とあるのは「第3項まで及び第17項(同条第22項において準用する場合を含む。)」と読み替える。</p> <p>(注) .....</p> <p>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>3-2 通算法人に係る措置法第42条の4第4項(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が中小企業者(同条第19項第7号に規定する中小企業者をいう。)に該当するかどうかの判定(以下3-2において「中小判定」という。)は、<u>当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同条第4項の規定の適用を受けようとする事業年度(以下3-2において「適用事業年度」という。)終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。))の適用事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>同条第4項の規定 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下3-2において「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の適用事業年度終了の時の現況による。</u></p> <p>(2) <u>措置法規則第20条第18項又は第26項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定 当該通算法人及び他の通算法人（次のイの時及びロの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該イの時の現況による。</u></p> <p>イ <u>当該通算法人に係る措置法令第27条の4第32項第2号又は第8号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する契約又は協定の締結時</u></p> <p>ロ <u>当該通算法人の措置法第42条の4第7項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u></p> <p>(注) <u>(1)及び(2)の取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><b>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</b></p> <p><u>（通算法人に係る中小企業者であるかどうか等の判定の時期）</u></p> <p><b>3-4 通算法人に係る措置法第42条の6第1項又は第2項（中小企業者等が機</b></p>	<p><u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下3-4において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</p> <p>(1) 当該通算法人が措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等の取得又は製作をした日</p> <p>(2) 当該通算法人が当該特定機械装置等を事業の用に供した日</p> <p>(3) 当該通算法人の同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>④ 本文の取扱いは、当該通算法人が同項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。)について準用する。</p> <p>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>3-5</u> 通算法人に係る措置法令第27条の11の3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下3-5において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人</p>	<p>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>3-4</u> 通算法人に係る措置法第42条の11の3第1項又は第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が措置法令第27条の11の3第1項第2号(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(同号に規</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</p> <p>(1) 当該通算法人が措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は建設をした日</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p><b>第 42 条の 12 の 4 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</b></p> <p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</u></p> <p><b>3-6 通算法人に係る措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項又は第 2 項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)の規定の適用上、当該通算法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (以下 3-6 において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人 (次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</b></p> <p>(1) 当該通算法人が措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する特定経営力向上設備等の取得又は製作若しくは建設をした日</p> <p>(2) 当該通算法人が当該特定経営力向上設備等を事業の用に供した日</p>	<p><u>定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下 3-4 において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人 (次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p>(1) 当該通算法人が措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は建設をした日</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(3) 当該通算法人の同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(4) 本文の取扱いは、当該通算法人が同項に規定する「中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人」に該当するかどうかの判定（措置法第42条の4第19項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。）について準用する。</u></p> <p><b><u>第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</u></b></p> <p><b><u>（通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期）</u></b></p> <p><b><u>3-7 通算法人に係る措置法第42条の12の5第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下3-7において「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の措置法第42条の12の5第2項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下3-7において「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の適用事業年度終了の時の現況によるものとする。</u></b></p> <p><u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p align="center"><b>第 42 条の 13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</b></p> <p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>3-8</b> <u>通算法人に係る措置法第 42 条の 13 第 5 項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用上、当該通算法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下 3-8 において「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の措置法第 42 条の 13 第 5 項に規定する対象年度（以下 3-8 において「対象年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の対象年度終了の時の現況によるものとする。</u></p> <p><u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>3-9</b> <u>通算法人に係る措置法第 43 条の 3 第 2 項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用上、当該通算法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定（以下 3-9 において「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p>(1) 当該通算法人が<u>措置法第 43 条の 3 第 1 項</u>に規定する被災代替資産等の取得又は製作若しくは建設をした日</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(通算法人に係る中小企業者等であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>3-5</b> <u>通算法人に係る措置法第 43 条の 3 第 1 項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用上、当該通算法人が同項に規定する「中小企業者等」に該当するかどうかの判定（同条第 2 項に規定する適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下 3-5 において「中小判定」という。）は、当該通算法人及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p>(1) 当該通算法人が<u>同条第 1 項</u>に規定する被災代替資産等の取得又は製作若しくは建設をした日</p>



改 正 後	改 正 前
<p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p style="text-align: center;"><b><u>第 44 条の 2 (特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</u></b></p> <p style="text-align: center;"><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p> <p><b>3-10</b> <u>通算法人に係る措置法第 44 条の 2 第 1 項(特定事業継続力強化設備等の特別償却)の規定の適用上、当該通算法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下 3-10 において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該通算法人が措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設をした日</u></p> <p>(2) <u>当該通算法人が当該特定事業継続力強化設備等を事業の用に供した日</u></p> <p>(3) <u>当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第 45 条(特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</u></b></p> <p style="text-align: center;"><u>(通算法人に係る中小規模法人であるかどうか等の判定の時期)</u></p> <p><b>3-11</b> <u>通算法人に係る措置法第 45 条第 2 項(特定地域における工業用機械等の</u></p>	<p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>特別償却)の規定の適用上、当該通算法人が同項に規定する中小規模法人に該当するかどうかの判定(措置法第42条の4第19項第8号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者に該当するかどうかの判定を除く。以下3-11において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該通算法人が措置法第45条第2項に規定する産業振興機械等の同項に規定する取得等をした日</u></p> <p><u>(2) 当該通算法人が当該産業振興機械等を事業の用に供した日</u></p> <p><u>(3) 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> <u>通算親法人の事業年度中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(註) 本文の取扱いは、当該通算法人が措置法令第28条の9第15項第1号イ及びハ、第17項第1号イ及びハ、第19項第1号イ及びハ並びに第21項第1号イ及びハ(特定地域における工業用機械等の特別償却)に掲げる法人に該当するかどうかの判定について準用する。</u></p> <p>(損金算入限度額の意義)</p> <p><u>3-12</u> 措置法第65条の6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)に規定する5,000万円の限度額は、当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人(以下<u>3-12</u>において「完全支配関係法人」という。)を一体とした年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、個々の完全支配関係法人の同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項(収用換地等の場合の所得</p>	<p>(損金算入限度額の意義)</p> <p><u>3-6</u> 措置法第65条の6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例)に規定する5,000万円の限度額は、当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人(以下<u>3-6</u>において「完全支配関係法人」という。)を一体とした年を通ずる損金算入限度額であるから、仮に、個々の完全支配関係法人の同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項(収用換地等の場合の所得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の特別控除)、第65条の3第1項(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の4第1項(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の5第1項(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)又は第65条の5の2第1項(特定の長期所有土地等の所得の特別控除)の損金算入限度額の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、当該法人及びその完全支配関係法人の措置法第65条の6に規定する調整前損金算入額が5,000万円を超えているときには、当該超える部分の金額は同条の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>の特別控除)、第65条の3第1項(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の4第1項(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の5第1項(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)又は第65条の5の2第1項(特定の長期所有土地等の所得の特別控除)の損金算入限度額の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、当該法人及びその完全支配関係法人の措置法第65条の6に規定する調整前損金算入額が5,000万円を超えているときには、当該超える部分の金額は同条の規定の適用があることに留意する。</p>
<p><b>第4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係</b></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>第17条の5(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)関係</b></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>4-1 通算法人に係る震災特例法第17条の5第1項(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定(以下4-1において「中小判定」という。)は、当該通算法人及び他の通算法人(次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の当該(1)及び(2)の日の現況によるものとする。</b></p>	
<p><b>(1) 当該通算法人が震災特例法第17条の5第1項に規定する開発研究用資産の取得又は製作若しくは建設をした日</b></p>	
<p><b>(2) 当該通算法人が当該開発研究用資産を同項に規定する開発研究の用に供し</b></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>た日</p> <p><u>(3) 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のそ</u> <u>の効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同</u> <u>様とする。</u></p> <p><b>第18条の2《被災代替資産等の特別償却》関係</b></p> <p><b>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定の時期)</b></p> <p><b>4-2 通算法人に係る震災特例法第18条の2第1項《被災代替資産等の特別償</b> <b>却》の規定の適用上、当該通算法人が措置法第42条の4第19項第7号《試験</b> <b>研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者に該当するか</b> <b>どうかの判定（以下4-2において「中小判定」という。）は、当該通算法人</b> <b>及び他の通算法人（次の(1)又は(2)の日及び次の(3)の日のいずれにおいても当該</b> <b>通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(1)及び(2)の日</b> <b>の現況によるものとする。</b></p> <p><u>(1) 当該通算法人が震災特例法第18条の2第1項に規定する被災代替資産等の</u> <u>取得又は製作若しくは建設をした日</u></p> <p><u>(2) 当該通算法人が当該被災代替資産等を事業の用に供した日</u></p> <p><u>(3) 当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</u> <u>通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のそ</u> <u>の効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同</u> <u>様とする。</u></p> <p><b>第5 共通事項関係</b></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>第4 共通事項関係</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(単体法人にも共通して適用される取扱い)</p> <p><u>5-1</u> 2-9(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)、2-11(売掛金、貸付金に準ずる債権)及び<u>3-12</u>(損金算入限度額の意義)の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。</p>	<p>(単体法人にも共通して適用される取扱い)</p> <p><u>4-1</u> 2-9(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)、2-11(売掛金、貸付金に準ずる債権)及び<u>3-6</u>(損金算入限度額の意義)の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。</p>